○国土交通省告示第七百十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鍛冶ヶ入沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県桐生市広沢町六丁目

字舞台　五九九番　一号

六〇二番　九号

字鍛冶ヶ入　四九二二番　二号

四九二一番　三号及び四号

甲四九二〇番　五号から八号まで

○国土交通省告示第七百十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

佐久川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都大島町元町

字神田屋敷　六一六番　一号、二号、五号から七号まで及び二十号から二十二号まで

六一八番　三号、四号、九号から十四号まで、十八号及び十九号

六一八番　八号及び二十三号

地先道路敷

字十二礎　六二三番一　十五号から十七号まで、二十四号、二十六号及び二十八号

六二三番一　二十五号、二十九号、三十号及び三十二号

地先河川敷

字みたき堂　六四二番一　三十四号

六四三番　三十一号及び三十三号

字金つぼ　六三七番一　三十五号から四十五号まで

○国土交通省告示第七百十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

谷奥谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県南条郡南越前町赤萩

三一字上村　五五番から五七番まで

五二字和田良　六番から八番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

福井県南条郡南越前町赤萩

五二字和田良　四番　一号

三番　八号から十号まで

五番　五号から七号まで

一二番　三号及び四号

三一字上村　五四番　二号

○国土交通省告示第七百十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

草生川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和十一年内務省告示第五百四十七号で指定した土地の区域を除く。）

京都府京都市左京区大原草生町

四八八番から四九五番まで

五二一番

五二三番

五二五番から五三〇番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び昭和十一年内務省告示第五百四十七号で指定した土地の区域を除く。）

京都府京都市左京区大原草生町

四八五番　一号

四八七番　二号及び三号

四八九番　四号

四八八番　五号

五二七番　六号及び七号

五二三番　八号及び九号

五二二番　十号から十五号まで

○国土交通省告示第七百二十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小田谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

○近畿地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
(一) 和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川字牛越一五九五番一から同町鬮野川一五九七番一まで	前	六・五六～一一・四二メートル	一〇・八七～一四・五〇キロメートル
	後	一〇・〇六～一一・四二メートル	一〇・一七三
(二) 図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所		
(三) 道路の区域	図面縦覧場所		

○近畿地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川字牛越一五九五番一〇から同町鬮野川一五九七番一まで	近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年六月七日

奈良県宇陀郡曽爾村大字掛

六五二番　一号及び十七号

六五四番　二号、三号及び十六号

六六四番一　四号から六号まで

五八八番一　七号

六六四番二　八号及び九号

六八五番　十号

六八八番　十一号

六九四番　十二号

六六三番　十三号

六六一番　十四号

六五五番　十五号

○国土交通省告示第七百二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平石谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

奈良県葛城市太田

一二九九番

一三〇〇番

一三〇一番